

## 国立大学法人京都工芸繊維大学におけるP I 人件費支出制度の実施に関する要項

令和5年11月22日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）において、研究活動に従事するエフォートに応じ、研究代表者又は研究分担者（以下「P I等」という。）本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能とする制度（以下「P I 人件費支出制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(制度の目的)

第2 P I 人件費支出制度は、P I等の人件費（以下「P I人件費」という。）として支出していた財源を、P I等自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP I等の研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた本学の研究力強化に資することを目的とする。

(対象となる事業)

第3 P I 人件費支出制度の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 各配分機関が公募する競争的研究費のうち、公募要領等において直接経費からP I人件費を支出することが可能である旨が記載されている事業
- (2) 企業等外部の機関との契約に基づき受け入れる研究費のうち、契約の相手方との間で、直接経費からP I人件費を支出することの合意が得られた事業（前号に掲げる事業を除く。）

(対象者)

第4 P I 人件費支出制度を利用することができる者は、第3に規定する事業の研究費を獲得したP I等のうち、使途に制限の無い財源により雇用されている常勤の職員とする。

(上限額)

第5 直接経費からP I人件費を支出する上限額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。ただし、当該研究活動で国立大学法人京都工芸繊維大学におけるバイアウト制度の実施に関する要項（令和4年12月21日学長裁定）に規定するバイアウト制度を利用している場合は、バイアウト制度により拡充したエフォートを除くものとする。

- (1) P I等が当該研究活動に従事する年度の年間給与見込額に、当該研究活動に従事するエフォートの率を乗じて算出した額
- (2) 公募要領等において定められた額

(確保財源の支出)

第6 P I 人件費支出制度により確保した財源（以下「確保財源」という。）は、別に定める活用方針に基づき、P I 等の意向により支出するものとする。

（申請）

第7 P I 人件費支出制度の利用を希望するP I 等（以下「申請者」という。）は、第3第1号に規定する事業については当該事業の応募時に、第3第2号に規定する事業については合意を得る前までに、申請者が所属する組織の長（以下「所属長」という。）の了承を得た上で、所定の様式により学長に申請するものとする。

2 申請者は、第10の手続きで承認された事業の実施が決定したときは、所属長の了承を得た上で、所定の様式により学長に申請するものとする。ただし、当該事業の事業期間が複数年度にわたるときは、年度ごとに申請しなければならない。

（変更申請）

第8 申請者は、第10の手続により承認された内容を変更する場合は、所属長の了承を得た上で、所定の様式により学長に申請するものとする。

（申請者が所属長である場合の取扱い）

第9 第7及び第8に規定する申請において、申請者が所属長である場合は、当該組織の副長と協議した上で、申請するものとする。

（承認）

第10 学長は、第7の申請又は第8の変更申請があった場合は、当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。

2 学長は、前項の決定をしたときは、速やかに申請者及び所属長に通知するものとする。

（研究エフォートの確保）

第11 所属長は申請者が当該研究活動を確実に遂行できるよう研究以外の業務の軽減を図るなど、研究エフォート確保のための配慮を行うものとする。

（報告）

第12 申請者は、確保財源のうち、活用方針に掲げるP I 等の研究環境の改善に充てる経費として配分を受けた場合は、活用実績を所定の様式により学長に報告するものとする。

（活用方針及び活用実績の公表）

第13 活用方針及び確保財源の活用実績は、本学ホームページ等で公表するものとする。

（事務）

第14 P I 人件費支出制度に係る事務は、人事労務課の協力を得て、研究推進・産学連携課において処理する。

（その他）

第15 この要項に定めるもののほか、P I 人件費支出制度の実施に関し必要な事項については学長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から実施する。